

五一高 「合理的配慮」 の提供

合理的配慮とは「誰もが平等に教育を受ける権利」を享有・行使できるよう、必要かつ適当な変更・調整を行うこと」で、学校に過度の負担がともなわない内容が基本となります。生徒の見えにくさ、聞こえにくさ、移動上の制約、読み書き計算や注意集中の困難さなど、学習活動等に生じる困難さに応じた合理的配慮が必要です。原則として本人・保護者からの希望等があった場合、所定の手続きを経て合意が図られた上で提供されることとなりますので必要に応じてご相談下さい。

目 六 体 例

- 音に過敏さが認められる場合には、イヤーマフ使用等を認める。
- 考査等で読みが困難な場合、拡大用紙やルビをふるなどの配慮をする。
- 不登校傾向で教室に入れない場合、別室等でのオンライン学習を認める。
- 情緒の不安定さから授業参加時間が短くなった場合も欠課と見なさない。
- 「情報」PC等の画面が見えにくい場合は、情報を的確に取得できるようフォントを選択したり、拡大したり文字色や背景色を調整する。
- 集中して学習を継続することが困難な場合は、見通しを持って取り組めるよう学習の手順を視覚化したり、スモールステップで学習を展開する。など
- 「国語」他者の感情を理解することが困難な場合は、心情の変化を図や矢印などで視覚的にわかるように示してから言葉で表現させるなどする。長い文章が苦手な場合は、文字を書く負担を減らすため、手書きだけでなくICT機器を使って文章を書く事ができるようにする。 など